

令和3年5月6日

一般競争入札公告

社会福祉法人蕨市社会福祉協議会の発注する「社会福祉法人蕨市社会福祉協議会老人福祉センター松原会館減築（内外装改修・増築棟解体）工事」について、次のとおり一般競争入札を行うので公告します。

社会福祉法人 蕨市社会福祉協議会
会 長 高 橋 良 知

1 工事概要

- (1) 工事名称 社会福祉法人蕨市社会福祉協議会
老人福祉センター松原会館減築（内外装改修・増築棟解体）工事
- (2) 工事場所 埼玉県蕨市錦町3丁目3番41号
- (3) 建物概要 鉄筋コンクリート造 一部鉄骨造3階建 延床面積1,322.11㎡
（解体部分：752.24㎡）
- (4) 工事内容 解体工事（3階建部分）、解体に伴う復旧工事、
改修工事（内部改修・外壁改修・屋根防水改修）
上記に伴う機械設備工事及び電気設備工事
- (5) 予定工期 契約締結日から令和4年2月15日まで

2 入札方法等

- (1) 入札方法 一般競争入札
- (2) 設計額（税抜き） 133,442,000円
- (3) 入札予定価格 有（非公表）
- (4) 最低制限価格 有（非公表）
- (5) 入札保証金 無（免除）

3 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申し立てがなされている者、または民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申し立てがなされている者については、更生手続きまたは再生手続き開始決定日を審査基準日とした経営事項審査の再審査を受けた後、埼玉県知事が別に定める競争参加資格の再審査を受けていること。
- (3) 令和3年・4年度埼玉県建設工事請負等競争入札参加者名簿（建築工事）に、対象工事に対応する業種で登録されている単体企業（共同企業体は不可）で、直近の評価等が次の条件を満たした事業者とする。
 - ① 経営事項審査結果のうち建築一式総合評定値（P）が1,000点以上であること。

- ② 埼玉県内に本店または支店あるいは営業所を有すること。
- (4) 開札日から1年7ヶ月前の日以降の日を審査基準日とする経営事項審査(建設業法(昭和24年法律第100号)第27条の23第1項の規定による経営に関する客観的事項についての審査をいう。)を受けていること。
- (5) 公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱に基づく入札参加停止の措置を受けていない者であること。
- (6) 公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外等の措置を受けていない者であること。
- (7) 建設業の許可を有すること。
- (8) 平成23年以降に社会福祉施設または5,000万円以上(税別)の新設、増築、改築、大規模修繕工事の元請け工事実績があること。
- (9) 当法人の理事が役員をしている企業でないこと。

4 一般競争入札参加資格確認申請書の提出

- (1) 受付期間 公告日から令和3年5月14日(金)までとする。
但し、土曜日、日曜日、祝祭日は除く
- (2) 受付時間 午前9時00分から午後5時00分まで
- (3) 提出書類
 - ① 一般競争入札参加資格等確認申請書(様式有)
 - ② 一般競争入札参加資格等確認資料(様式有)
 - ③ 一般競争入札参加資格の規定に違反していない旨の誓約書(様式有)
 - ④ 会社案内・会社経歴書
 - ⑤ 建設業許可証明書の写し
 - ⑥ 令和3年・令和4年度埼玉県競争入札参加資格の格付けを証する書類の写し
 - ⑦ 経営事項審査総合評定値のわかる経営事項審査結果の写し
 - ⑧ 3の(8)に該当する工事施工実績(件名、金額、工期等)を証する契約書の写し
 - ⑨ 法人登記簿謄本(原本 直近3カ月以内のもの)

※上記①、②、③の様式の書式については、本会ホームページからダウンロードすること。
- (4) 提出方法
新型コロナウイルス感染症拡大予防対策のため、下記問い合わせ先に原則郵送にて提出すること(受付期間必着)。持参でも可とするが上記受付期間を厳守すること。持参する場合は必ず連絡の上、指定された日時に持参すること。なお、提出書類は返却しない。
- (5) 提出先及び問い合わせ先
社会福祉法人蕨市社会福祉協議会 総務課
TEL 048-432-6760 FAX 048-444-7050
〒335-0005 埼玉県蕨市錦町3丁目3番27号 蕨市総合社会福祉センター内
担当：総務課 門田・小池
メールアドレス：w-soumu@warabisyakyo.org

5 一般競争入札参加資格確認通知及び設計図書の配布

(1) 入札参加資格確認審査後、令和3年5月17日(月)までに全ての業者に参加資格の有無について電子メールにて通知を行う。

(2) 入札参加資格が有と確認された業者には、設計図書等(入札説明書(本公告)、入札書等書式、図面・仕様書、質疑書)のCD-ROMを令和3年5月17日(月)に郵便または宅配便にて発送し配布する。(現場説明会は行わない。業者の現地調査は可とする。但し、現地調査をする場合は必ず問い合わせ先に連絡をして、指定された日時に行うこと。)

※CD-ROMを受領した業者は、問い合わせ先に電子メールにて通知すること。

件名は「設計図書等受領確認」とすること。

※配布した図面関係は見積以外には使用しないこと。

※配布した設計図書(CD-ROM等)は、開札日に必ず返却すること。また、コンピューター内にデータを保存した場合は、必ず消去すること。いかなる理由でも他に流出、漏えい、転用しないこと。

(3) 設計図書等に対する質疑

期日は令和3年5月24日(月)午後5時00分までとする。

質疑は所定様式にてデータのまま問い合わせ先に電子メールで送付すること。原本についても追って送付すること。質疑がない場合でも、所定様式に「質疑なし」と記載し問い合わせ先に電子メールで送付すること。なお質疑のない場合は原本の郵送は不要とする。

※件名は「設計図書等の質疑」とする。

(4) 設計図書等に対する回答

令和3年5月27日(木)午後5時00分までに電子メールで回答する。

回答がない場合は、問い合わせ先まで問い合わせること。なお、回答は全ての入札参加業者へまとめて送付する。

6 入札日程等

(1) 入札日時 令和3年6月3日(木)午前10時00分から

※10分前までに受付を完了すること。

(2) 入札場所 蕨市総合社会福祉センター 3階集会室2

埼玉県蕨市錦町3丁目3番27号

(3) 入札方法 入札書を封筒に入れて封緘・封印の上、提出

(4) 開札 入札後即開札とする。

7 落札者の決定

(1) 予定価格の範囲内かつ最低制限価格以上で入札した者のうち、最低価格で入札した者を落札者とする。

(2) 予定価格の範囲内かつ最低制限価格以上で入札した者がいない場合は、再度入札を実

- 施する。なお、初度入札に参加しない者及び初度入札で最低制限価格に満たない者は再度入札参加できないものとする。（再度入札は2回まで実施するものとする。）
- (3) 初回入札に参加する者が1社のみの場合は、入札は中止とする。
- (4) 上記(2)によっても落札者がいない場合は、次の①及び②の場合に限り、下記4条件を順守したうえで、交渉による随意契約を行うものとする。
- ① 最低価格で入札した者に随意契約の意志がある場合（最低価格で入札した者に随意契約の意志がない場合は順次、次に低い価格で入札した者を対象とする。）
- ② 再度入札において、入札に応じる者が1社のみとなった場合。
- 条件1：随意契約であっても契約額は予定価格の範囲内かつ最低制限価格以上であること。
- 条件2：交渉の過程で予定価格を明らかにすることは認められないこと。
- 条件3：入札に当たっての条件等を変えることは認められないこと。
- 条件4：契約額が確定した場合はその内容を書面にし、事業者及び業者が署名すること。
- (5) 落札者とすべき同額の入札をした者が2以上あるときには、くじ引きにより落札者を決定するものとする。

8 入札にあたっての注意事項

- (1) 代理人をして入札させる場合は、委任状を提出すること。
- (2) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に、当該金額の100分の10に相当する額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨て額）をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額（消費税抜きの金額）を入札書に記載すること。入札書は封筒に入れ、代表印にて封緘・封印し提出すること。
- (3) 入札を辞退するときは、入札辞退届（任意書式）により申し出ること。
- (4) 入札に参加する者は、入札金額見積内訳書（様式有）を持参すること。
- (5) 落札者は、入札金額見積内訳書（様式有）を提出すること。
- (6) 下記の各事項に該当する入札は無効とする。
- ① 入札に参加する資格のない者がした入札
- ② 郵便、電報、電話、ファクシミリ及び電子メールにより入札書を提出した者がした入札
- ③ 入札に当たっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に違反する入札
- ④ 虚偽の一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者がした入札
- ⑤ 入札後に辞退を申し出て、その申し出が受理された者がした入札
- ⑥ 次に掲げる入札をした者がした入札
- ア 入札書の押印のないもの
- イ 記載事項を訂正した場合においては、その箇所に押印のないもの

- ウ 押印された印影が明らかでないもの
- エ 記載すべき事項の記入のないもの、または記入した事項が明らかでないもの
- オ 代理人で委任状を提出しない者がしたもの
- カ 2以上の入札書を提出した者、または2以上の者の代理をした者がしたもの
- ⑦ 前各項目に定めるもののほか、その他公告に示す事項に反した者がした入札

9 契約方法等

- (1) 工事請負契約に関する細目は民間（七会）連合協定工事請負契約約款に準拠する。（必要に応じて補正を行う。）
- (2) 契約保証金の徴収は免除する。
- (3) 工事履行保証措置は、工事履行保証保険（工事請負額の10分の1以上の金額を保証）によることとし、工事完成保証人制度は採用しないこと。
- (4) 契約の履行については、発注者及び監理者の指示に従うとともに、県等から指導があった場合はこれに従うこと。
- (5) 一括下請負契約を行わないこと。
- (6) 本契約の締結は、県が結果を確認し、当法人の理事会の承認を受けた後とする。
- (7) 請負代金の支払時期に関しては以下の予定とする。なお、詳細については工事請負契約前に定めるものとする。
 - ① 工事着工時 工事請負金額の40%
 - ② 工事完成時 工事請負金額の60%

10 この公告に関する問い合わせ先

社会福祉法人蕨市社会福祉協議会 総務課

TEL 048-432-6760 FAX 048-444-7050

〒335-0005 埼玉県蕨市錦町3丁目3番27号 蕨市総合社会福祉センター内

担当：総務課 門田・小池

メールアドレス：w-soumu@warabisyakyo.org